



コロナにも負けず、 集団申告！

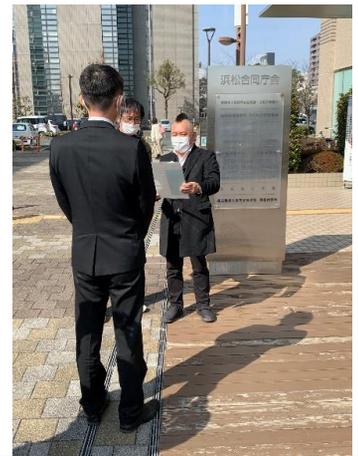
3月11日、「3・13重税反対全国統一行動浜松集会」を行いました。今年も税務署近くの公園に集合・受付をし、集団申告を行いました。今年初参加の人も含め、西税務署に133人、東税務署に83人、総勢216人と昨年よりも多くの人が参加しました。

コロナ対策で集会は行いませんでしたが、税務署に対し「申告納税制度の主旨に基づき、税務運営方針・国会決議を尊重すること」「権力的な調査や売掛金の差し押さえ等による徴収で中小業者を倒産・廃業・自殺等に追い込むことのないよう」などの申し入れを行いました。

コロナの影響で集まりができず、1年ぶりに顔を合わせる人も多く、集団申告は同窓会の様でもあり、話に花を咲かせている人も見られました。

申し入れ後、民商の受付順に申告書提出を行いました。今年は雨も降らず、大きなトラブルもなく行うことが出来ました。みなさんのご協力のおかげです。ありがとうございました。

来年の状況は読めませんが、集団申告はこれからも継続の予定ですので、今年参加できなかった人も、来年は一緒に集団申告しましょう。



収支内訳書の提出を求められた

例年、税務署から白色申告の方に「収支内訳書の提出について」との文書が届きます。「収支内訳書」は法律上提出義務はありますが、罰則のない「訓示規定」です。また民商の運動の結果、納税者に過大な負担をかけないという国会の付帯決議を付けさせる事ができ、提出をしなくても罰則はありません。

例年の税務署交渉でも「提出がないことのみをもって調査の理由にしている。」との回答もさせています。

なお、税務署等の文書を確認しないで放置することは絶対にしないでください。届いたらすぐによく読み、分からない場合は相談をしてください。

売上が書いていない・・・

主に白色申告の方で確定申告書の収入欄に売上額が書いていない方がいます。心配になる方もいますが、記載がなくても、税務署では問題なく受付けてもらえますし、所得税額には影響しません。

なお、事業復活支援金などで売上金額が必要となりますが、「収支内訳書の添付で申請を認め、収入欄に記載がないからと言って排除しない、持続化給付金などと同様に扱う」と、経済産業省・中小企業庁が日本共産党議員事務所を通じて回答しています。

領収書・帳簿等の保存

領収書等は事業年度の確定申告書提出期限の翌日から**7年間**あるいは5年間保存しなければなりません。申告が終わってもすぐに処分してはいけません。

法人は、欠損金の繰越期間延長に伴い、平成20年4月1日以後に終了した欠損金の生じた事業年度においては、保存期間が9年に延長。また平成30年4月1日以後に開始する欠損金の生ずる事業年度は帳簿書類の保存期間が10年に延長されています。

廃業しても保存して下さい。廃業後も税務調査はあります。

会計ソフトで計算しても、紙に印刷しての保存が必要です。

帳簿を保存している箱などに「●年●月以降処分」などと書いておくと処分の時に楽です。



〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	96万5千円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	146万9千円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	187万7千円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	232万7千円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	277万7千円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204万3千円

■ 給付対象と申請の有無

給付対象となる世帯 (いずれかに当てはまる世帯)

① 住民税非課税世帯
世帯全員の令和3年度「住民税が非課税」の世帯

〇〇市から確認書が届きます (要返信)
返信期限: 令和4年5月10日(火)

② 家計急変世帯
令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

申請が必要です
申請期間: 令和4年2月1日(火) ~ 令和4年9月30日(金)

※「所得」が左の早見表の限度額内の方。所得税の確定申告書Bの⑫の金額。

※「世帯全員」なので、世帯の誰か一人でも住民税がかかれば対象外となります。

※「令和3年度」住民税の基礎となる所得税確定申告は「令和2年分」です。

連絡は来ませんので、申請が必要です。

② 「家計急変世帯」

令和3年1月以降の収入がコロナの影響で家計が急変し①と同様の事情が認められる世帯。

① 「住民税非課税世帯」

2022.2.20 生活と健康を守る新聞参照

コロナ禍の中で、生活保護世帯や低所得世帯に10万円が支給される制度があります。

臨時特別給付金って？

②「家計急変世帯」で対象となる例：扶養なし
令和2年所得：100万円（住民税課税あり）
令和3年所得：80万円（住民税非課税）

お問い合わせ
合わせ

浜松市
新型コロナ
コールセンター

0120-368-567

「音声案内」が流れたら「4」を押してください

受付時間
午前8時30分～
午後5時15分
※土・日曜日、祝日を除く。

会費納入に関するお願い

いつも民商運動にご理解ご協力を頂きありがとうございます。民商では20日に全商連・県連・共済会・計算センターへ当月分の支払いをします。つきましては当月分の会費は15日以前に納入して頂くよう、お願いをさせて頂いています。厳しい中ではありますが、曜日の関係もありますので、早めに役員・班長や事務局に会費が届くよう、重ねてお願い致します。(前納は可能です。ご相談下さい。)

もし、納入が厳しい場合は、事前に役員・班長・事務局にご相談下さい。

事務局会議についてのお願い

毎日朝9時から20分間と、毎週木曜日(月末除く)の午前中は事務局会議を行っています。会議では活動方針などの確認や学習、各種学習会の企画や準備、最近では給付金申請の状況や問題点などを確認し、皆さんが申請をする際にスムーズに出来るようにしています。

会議に集中するため、緊急以外の電話応対や来客対応ができません。電話や来所して頂いても会議終了までお待ちして頂くこともありますので、あらかじめご了承下さい。

仲間を増やす宣伝のお願い

民商では看板を掲示できる場所を探しています。空いている土地や壁がありましたら、ぜひ、民商に貸していただけませんか？

また、浜松民商のことを広く知ってもらおうと、ポケットティッシュを作成しました。その

ポケットティッシュを店頭や玄関先など、他の人の目に付くところに置かせてくれる方を探しています。置いてもいいよという方は、支部役員、事務局までご連絡下さい。



今後の予定

- 4/ 4(月) 事業復活支援金説明会 (要予約)
- 4/ 9(土) 無料法律相談 (要予約)
- 4/ 11(月)12(火) 労働保険年度更新計算会
- 5/ 1(日) メーデー
- 5/ 7(土) 無料法律相談 (要予約)
- 5/ 22(日) 静岡県母親大会 in 伊東

春の都田を満喫

3月27日に婦人部主催の「ゆるゆるウォーク」を開催し12名が参加しました。



快晴で空気も澄んでいた上、桜はほぼ満開と、絶好のウォーキング日よりでした。参加者は桜など春の花を愛でながら、それぞれのペースで公園内を散策しました。

